

福岡市医療的ケア児等支援協議会傍聴要領

1. 協議会の傍聴を希望する場合の手続き

(1) 協議会の傍聴を希望する人は、開会予定時刻の20分前から5分前までに受付をし、係員の指示に従って会議場へ入場してください。

(2) 傍聴を希望する人が定員(10名)を超える場合は、抽選を行います。

2. 会議場へ入場することができない人

酒気を帯びている人、ビラ・拡声器等会議及び傍聴を妨害すると認められる物品を携帯する人のほか、協議会を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる人は会議場へ入場することができません。

3. 協議会を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴人は協議会を傍聴するにあたって、次の事項を守ってください。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。

(6) たすき等を着用、プラカードを掲げる等威圧的な行為をしないこと。

(7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(8) 会議場において撮影、録音、その他これらに類する行為をしないこと。

(9) (1)～(8)のほか、会議場の秩序を乱し、協議会の妨げとなるような行為をしないこと。

4. 秩序の維持

(1) 傍聴人は協議会を傍聴するにあたっては、会長の指示に従ってください。

(2) 傍聴人が上記3の規定に違反したときは、会長は必要な措置を命じることができます。

(3) 傍聴人が会長の指示や命令に従わないときは、退場していただく場合があります。